

令和 7 年 第 3 回
士幌町議会臨時会

説 明 資 料

令和 7 年 8 月 1 日

『定額減税 不足額給付事業』

令和7年1月1日時点で土幌町に住民票があり、次の不足額給付ⅠまたはⅡの要件に該当する方へ下記のとおり支給するもの。

不足額給付Ⅰ

令和6年度に実施した定額減税補足給付金の支給については、令和5年所得などを基にした推計額（令和6年分推計所得税額）で算定しているため、令和6年分所得税額および定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき額と、当初給付額に差額が生じた方。

◇支給対象者

- ・ 令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より減少した場合
- ・ 令和6年中に扶養親族数が増加した場合
- ・ 修正申告等により税額が修正され、令和6年度分住民税所得割が減少した場合

◇支給額：本来給付すべき額と当初給付額との間で差額が生じた方に、不足する額を1万円単位で切り上げた額。

不足額給付Ⅱ

次のすべての要件を満たす方

◇支給対象者

- ・ 令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割ともに非課税の方（定額減税前税額が0円）
- ・ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまいう方（扶養親族などとしても定額減税の対象外）
例：青色事業専従者、事業専従（白色）、合計所得金額48万超の人
- ・ 低所得者向け給付金（令和5年度及び令和6年度に実施した住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への給付金）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方。

◇支給額：原則4万円を給付

不足給付Ⅰ＋不足給付Ⅱ

◇予算計上額：事業費 15,550千円 事務費 373千円

※地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金対象事業） ※想定世帯数560世帯